

## ○蒲郡市幸田町衛生組合議会の保有する個人情報保護等に関する規則

則

（平成二十八年六月二十七日  
議会規則第二号）

（趣旨）

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合個人情報保護条例（平成二十八年蒲郡市幸田町衛生組合条例第七号）第二条において準用する蒲郡市個人情報保護条例（平成十年蒲郡市条例第二号）第三十四条の規定に基づき、蒲郡市幸田町衛生組合議会（以下「議会」という。）の保有する個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

（運用状況の報告）

第二条 議会は、毎年四月末日までに前年度の個人情報の保護等に関する運用状況を管理者に報告するものとする。

（この規則に定めのない事項）

第三条 議会の保有する個人情報の保護等については、この規則に

定めるもののほか、管理者の保有する個人情報の保護等の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。